

ニューズレター 目次

1	第33回セミナーのお知らせ	1
2	プレ新潟セミナー関東例会のお知らせ	2
3	第32回セミナーの報告	3-10
4	プレ新潟セミナー関西例会の報告	11-13
5	研究例会(関西学院大学)の報告	13-14
6	公募情報	14-16
7	事務局から	16

1 第33回セミナー（新潟・阿賀野川）のお知らせ

【日時】 2006年6月23日（金）～25日（日）

【会場】 新潟県新潟市

【テーマ】 新潟・阿賀野川でたどる公害・環境問題の歴史と現在

【開催趣旨】

阿賀野川の上流に、明治時代、周辺地域に煙害被害を与えた草倉銅山があった。経営者は古河市兵衛。彼は草倉銅山の収益を足尾銅山の経営に注ぎ込み、再び、足尾の煙害・渡良瀬川の鉱毒問題を起こした。時代が移り、1965年、阿賀野川では新潟水俣病が発生した。新潟水俣病は1995年に政治決着を迎えたものの、被害者にとって水俣病は終わることはない。阿賀野川と信濃川、1996年にラムサール登録湿地になった佐潟や、「環境と人間のふれあい館—新潟水俣病資料館—」が立地する福島潟など、新潟は「水」に脅かされながらも、「水」に恵まれた土地である。市民主導の川づくり・まちづくりの活動も活発である。第33回セミナーでは、さまざまな影と光とが混在する新潟・阿賀野川をフィールドに、新潟水俣病を中心に据えながら公害・環境問題の歴史と現在を見つめてゆく。これまでに環境社会学が分析の俎上にあげてきた、多様な公害・環境問題や生活論的視点を横断するような論点を、いまいちど議論する契機にできれば幸いである。

【内容（予定）】

スケジュール：6月23日（金）15:00～17:30 自由報告
 19:00～ 各種委員会など
 ：6月24日（土）9:00～16:00 エクスカーション
 16:30～17:30 総会
 18:30～20:30 懇親会（終了後、朝まで討論会）
 ：6月25日（日）9:30～12:15 シンポジウム、終了後解散

なお、エクスカーションは、①草倉銅山と阿賀野川コース、②阿賀野川と旧安田町被害者の会との交流コース、③阿賀野川と「環境と人間のふれあい館—新潟水俣病資料館—」コース、④新潟の水辺と市民活動コースの4コースを企画・実施予定です。

[第33回セミナー事務局]

セミナー実行委員長：船橋晴俊

セミナー事務局：新垣たずさ、飯塚邦彦、菅豊、関礼子（事務局長）、堀田恭子、家中茂、山中由紀、
渡辺伸一

問合せ先：〒171-8501 豊島区西池袋 3-34-1 立教大学社会学部

関礼子：tel:03-3985-4723, E-mail: seki@rikkyo.ne.jp

【自由報告募集要項】

自由報告の報告者を募集します。申し込みの際には、以下の事項をご確認の上、記載事項を記入してお申し込みください。

- ・ 応募が多数に及んだ場合は、発表を遠慮していただく場合があります。
- ・ 報告時間は、報告 25 分、質疑応答 20 分の予定です（申し込み人数により変わります）。

■ 報告申し込み方法

- ・ 申し込み締め切り：2006 年 4 月 10 日（月）必着
- ・ 申込先：下記 E メール・アドレス、住所へ E メールもしくは郵送をお願いします。
（受領いたしましたら 1 週間以内に確認のお返事を出しますので、返事がない場合はご確認ください）
- ・ 申し込み時の記載事項
 - 1) 報告タイトル
 - 2) 報告者氏名、所属
 - 3) 連絡先（住所・電話・Fax・E メール）
 - 4) 報告概要（800 字程度）
 - 5) 使用希望機器（ご希望にそえない場合があります）

■ プログラム掲載用報告要旨

- ・ 要旨締め切り：2006 年 5 月 8 日（月）必着
- ・ 送り先：下記 E メール・アドレス、住所へ E メールもしくは郵送をお願いします。
（受領いたしましたら 1 週間以内に確認のお返事を出しますので、返事がない場合はご確認ください）
- ・ 要旨の形式：文字数 2,800 字以内。要旨集は各報告 2 頁（A4）で組みます。
 函版（2 枚まで）を入れる場合は目安として、B5 一枚の大きさを 1,400 字に換算して字数を調整してください。

■ 自由報告申し込み、要旨送り先

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学東洋文化研究所 菅豊

電話／ファクシミリ：03-5841-5875, E メール：suga@ioc.u-tokyo.ac.jp

2 関東地区 研究例会(新潟セミナープレ企画)のお知らせ

前回は関西で行いましたが、今回は関東で開催いたします。

年度末等でお忙しいかと存じますが、ご都合のつく方は、ふるってご参加ください。

なお、事前の申し込み等は必要ありません。直接会場におこしください。

新潟水俣病ー『阿賀ルネッサンス』への潮流～新潟セミナープレ企画 in 関東

【日時】 2006年3月11日(土) 13時30分～16時(受付は13時から)

【場所】 法政大学大学院棟401室
(<http://www.hosei.ac.jp/gs/access/index.html>)

【内容】

総合司会：関礼子(立教大学)

1 立石裕二(東京大学大学院) 「公害問題研究における科学社会的アプローチの重要性(仮)」

2 五十嵐昭子さん 「水俣病の闘いとがん患者会活動」

自己紹介：1950年、阿賀野市(旧安田町)生まれ。88年、水俣病新宿支援連絡会結成時から運動に参加。母、原告。99年、がん患者セルフヘルプグループ・支えあう会「α」参加。現副代表・「α」通信編集長。医療者・患者の架け橋を造るべく活動中。
臨床検査技師

3 旗野秀人さん 「溢れるほどの冥土のみやげを」

自己紹介：1950年、阿賀野市(旧安田町)生まれ。何度か家出の真似事をするが71年に水俣病事件(患者)と出会い、足元(故郷)の宝もんを発見。本業(大工)の傍ら、患者さんの使い走りの中で学んだ「ほんとの豊かさ」を語り伝えるべく「冥土のみやげ企画」を主催、患者さんと楽しい運動を展開中。

4 旗野秀人さん×菅豊(東京大学東洋文化研究所)

「川に生かされた日々ー運動ではない形での「運動」のみちすじ」

5 総合討論

問い合わせ先：堀田恭子(長崎大学) : kyokot@net.nagasaki-u.ac.jp

3 第32回セミナー(関西学院大学)の報告

3-1 第32回セミナー事務局から

環境社会学会第32回セミナーは、2005年12月10日、関西学院大学の上ヶ原キャンパスにて開催されました。事務局の予想をはるかに上回る、100名の方々にご参加いただきました。心より感謝申し上げます。

自由報告につきましては、部会数は2つ、報告数はそれぞれ4つの計8つでした。そのため、発表と質疑応答の時間を比較的ゆっくりとすることができたのではないのでしょうか。またパワーポイント等のデータの受け渡しについてもスムーズにおこなうことができ、当日も特に大きなトラブルはありませんでした。

世界遺産をテーマにしたシンポジウムは、夏の研究活動委員会での討議をふまえてテーマ設定をし、その後短期間で人選と内容を詰めるというハードなものでしたが、ちょうど知床が世界遺産に登録されてから時間もさほどたっておらず活発な議論が展開されたように思います。報告者および関係者の皆様、ありがとうございました。

また、会計の詳細は以下に報告いたしますが、会場校の関西学院大学からは、学会開催にあたり助

成金をいただきました。記してお礼申し上げます。

第 32 回環境社会学会セミナー事務局は、シンポジウムを萩原なつ子（武蔵工業大学）、自由報告の受付・その他の調整を帯谷博明（奈良女子大学）、プログラム要旨集を金菱清（東北学院大学）、会場係その他を山室敦嗣（福岡工業大学）とセミナー会場校の古川彰、土屋雄一郎（関西学院大学）が担当しました。また関西学院大学の古川ゼミの大学院生等には、セミナー開催にあたって、準備や案内係、受付等を担当していただきました。ありがとうございました。

なお会計報告については以下のとおりです。 （山室敦嗣／福岡工業大学）

<収入>		(円)
参加費	1,500 円×100 人	150,000
助成金	関西学院大学より	152,000
小計		302,000

<支出>		(円)
要旨集印刷代	株式会社オーエム	50,552
講師謝礼	宗田・近沢・寺田	60,000
講師交通費	宗田・近沢・寺田	37,980
弁当代	シンポ報告者・バイト用	18,900
アルバイト代	6,800 円×10 人	68,000
事務局経費	印刷、文具、お茶ほか	39,849
学会事務局へ		26,719
小計		302,000

3-2 第 32 回セミナー シンポジウム報告

細川弘明（京都精華大学）

2005 年 12 月 10 日の午後、関西学院大学を会場に、「世界遺産という『肩書き』——ローカルとグローバルのほどよい関係をめざして」と題した第 32 回セミナーの全体シンポジウムが開催された。7 年前、おなじく関西学院でおこなわれた第 18 回セミナーのシンポジウムでの「世界遺産」の議論からの発展を期すという意欲をこめて、研究活動委員会の主導で企画されたシンポであった。しかし、コーディネータを仰せつかった筆者がこんなことを言うのは無責任かも知れないが、「世界遺産」という看板のもとで論じうる複数の問題群を雑然と並べて提示する以上の成果は、残念ながら、今回得られなかったのではないかと恐れる。

第 1 報告「世界遺産条約のめざすもの —— ICOMOS（国際記念物遺産会議）の論議から」として、宗田好史氏（京都府立大学）は、世界文化遺産の領域での概念の展開（とくに文化的景観、産業遺産、文化ルートなどの新しい概念の形成）を詳しく紹介。ユネスコの理想と直結したグローバルな文化運動としての世界遺産の理念を熱心に説かれた。理念と現実の齟齬の分析を得意とする社会学者の多い聴衆にとっては、違和感の大きい報告スタイルだったこともあり、あとでの総合討論でかなり批判的なやりとりがあった。概念のダイナミズムが具体的に論じられた点は、非常に有益であったと思われる。

第 2 報告「三重県における世界遺産登録の経緯と今後」において、近沢多賀子氏（三重県政策開発研修センター）は、熊野古道の世界遺産登録のための現地調査の体験談を中心に、地元の受け止め方と行政との軋轢、複数自治体間の思惑の違い、観光化による変容など、登録各地で共通して見られる状況を述べた。当事者としての立場性をはぐらかさず、誠実に報告されたのが印象的。

第 3 報告「鎌倉はなぜ世界遺産登録を目指すのか」において、寺田篤生氏（一橋大学）は、世界遺産レースでいわば遅れをとった古都でのローカルな力学を細かく描き出した。詳細な配付資料にもかかわらず、発表の主要な論点が那邊にあるのか、筆者には残念ながらよく見えなかった。

第 4 報告「シレットコ世界遺産におけるアイヌ民族のガバナンスとその実現に向けての取り組み」に

において、小野有五氏（北海道大学）は、みずから積極的にかかわる知床岬地域での先住民族エコツアーリズムの運動、アイヌ語地名復権運動など具体的に紹介しつつ、自然保護の主体の問題を歴史的正確性の観点から位置づけなおすところから生じる可能性を提示された。「知床」でなく「シレットコ」と表記するこだわりも、当然、ガバナンス主体の問題を示唆している。知床自然遺産の登録にあたっては、ユネスコの委嘱を受けた世界自然保護連合（IUCN）の現地調査報告が先住民族ガバナンスの問題をきっちりと位置づけて勧告していることを、私達はもう少し真摯に受け止めるべきだろう。

休憩後、丸山康司氏（産業技術総合研究所）から総括的なコメントを受け、会場からの質疑を中心に総合討論をおこなった。丸山氏は、「世界遺産」をめぐる価値の発信が「理念についての伝言ゲーム」と化している側面を指摘し、ローカル・グローバルの入れ子構造のなかで誤解を促進するような機能を「世界遺産」概念が果たしてしまっていることに注意を喚起した。会場からは、『環境社会学研究』11号における「正当性／正統性」の議論と関連づけて、もっと展開すべきとの指摘もあった。

3-3 自由報告

【自由報告A部会】

「環境問題と環境政策」の概要と感想

池田 寛二（法政大学）

自由報告A部会では、カネミ油症事件に関する2つのご報告をかわきりに計4つの報告が行われた。いずれも啓蒙的で興味深い論点を提示した報告であり、フロアも交えて活発な質疑応答が展開された。一般に、自由報告部会は個々の報告に共通の問題関心を見出すことが困難な場合が多く、それぞれに別々のまとまりのない議論しか喚起しないのが通例である。だが、司会者としては幸いなことに、今回の4報告にはひとつの共通の論点を見出すことができた。それは、環境問題とそれに解決するための政策的対応のプロセスにおいて司法と科学に委託することがいかなる問題を生み出しているかを解明することが環境社会学のひとつの重要な課題とされねばならない、という論点である。以下、その共通の論点をそれぞれの報告内容から浮かび上がらせてみよう。

まず、第1報告において下田守氏（下関市立大学）は、カネミ油症事件では、その発生当初からさまざまな「通説」の流布によって原因や被害の実態が隠蔽されたり歪められたりしたことが、発生からすでに40年近く経った今日もおお被害者が救済されないまま放置されているという悲惨な現状の最大の要因となっていることを、克明な事実関係の検証にもとづいて明らかにされた。そして、油症は1968年2月前半に製造された米ぬか油だけが原因であるとか、健康被害の症状は「黒い赤ちゃん」に象徴されるような皮膚症状が特徴であるといった、行政当局や一般に受け入れられた「通説」が、九州大学医学部の油症研究班の見解に依拠するものであったとしたうえで、それらの「通説」がいかに事実と食い違っているかを詳細に論じてくださった。とりわけ、九大医学部の研究者らが、共通の症状を示した数家族の患者が同じ油を使用したことを学会などでも明らかにしておきながら食中毒としての届出を怠ったという指摘は、下田氏も（そして、第2報告の川名氏も）強調されたように、同じく当初から食中毒事件として立件されなかったために被害が拡大した水俣病を連想させるものである。（ただし、水俣病の場合は、届出の怠りではなく、熊本県が食中毒事件として食品衛生法の適用を国（厚生省）に求めたのに対して国が対応しなかったといううちはある。）いずれにしても、下田報告は、カネミ油症事件の解明と解決を遅らせた原因を、事件の実態解明とそれにもとづく政策的対応の過程における科学（医学という専門知）への委託のもつ問題性として解き明かしてくださったと言えよう。

川名英之氏（津田塾大学）の第2報告も、同じくカネミ油症事件に関するものであったが、そこでは被害者の認定をめぐる行政訴訟の問題点がとりわけ大きくクローズアップされた。（それは下田氏も

触れられた論点だが、川名氏はそこを特に強調された。) 私たちは普通、訴訟は問題を解決するために行われると考えがちである。だが、特に公害裁判の場合、訴訟はかえって問題の解決を遅らせたり、問題そのものをますます複雑なものにしてしまうことが少なくない。それでも、原告である被害者が勝訴した場合には、問題の解決過程は被害者に有利な方向に推移していると考えるのが普通であろう。ところが、川名報告によれば、カネミ油症被害者は農水省を相手取って起こした訴訟で勝訴し仮払いの賠償金を受け取ったにもかかわらず、今ではその返還を求められているという。被害者は裁判に勝訴したことによって、かえって経済的に苦境に立たされることになったというのである。行政訴訟の詳細な経緯等については、川名氏と下田氏の間で事実関係をめぐる微妙な認識の差異も見出され、司会者のようにもともと法律に弱い者にはなお十分に理解しきれていない論点ではあるが、この報告から、公害問題を解決するための司法への委託のもつ問題性が浮き彫りにされたことだけは明らかだと言うことができると思う。

正直に言うと、私はカネミ油症事件が 40 年近く経った今日もなおほとんど事実関係が解明されておらず、被害者も救済されていないこと、その過程で被害者が差別や偏見によるさまざまな人権侵害も受けているという実状についてほとんど無知であった。その無知を恥じるとともに、蒙を啓いていた下田氏と川名氏に大いに感謝しなければならない。

第 3 報告の立石裕二氏(東京大学)は、長良川河口堰問題の事例研究をとおして、それが自然保護政策の科学委託化の過程で社会問題化したことを理論的・実証的に明らかにしようとした。立石氏は、科学委託を「行政が研究者に研究・審議を委託し、その結論をもとに政策を決定する仕組み」と一般的に定義した上で、長良川河口堰問題のような現代の自然保護が争点になる環境問題の場合には、行政のみならず、多くの場合行政の政策に反対する市民運動も科学委託にもとづいて政策決定を行うという特徴が見出せると言う。そして、科学委託の 3 つの形態類型(自主型・限定型・審議型)とか科学委託の領域と論争領域との間の一致度などといった独創的な分析視角から、長良川河口堰問題では行政においても市民運動側でも科学委託が十分に機能しなかったという結論を示し、それは生態系問題においては科学委託が機能することが望ましいかどうかというより本質的な問題を投げかけていると結んだ。立石報告の事例は一見カネミ油症問題とは無関係に見えるが、立石氏にはイタイイタイ病問題を事例とした科学委託の研究もあり、その種の公害問題と長良川河口堰のような生態系問題では、前者では専門家と非専門家の距離が遠いのに対して、後者では専門家と非専門家(一般の自然愛好家)との距離が近いという差異があり、そこから科学委託の機能の差異が生じてくるのではないかという興味深い仮説も示唆された。

田代亜紀子氏(上智大学)による第 4 報告は、アンコール遺跡群が世界遺産に登録され、その「保存」のための「開発」が進められつつあるなかで、遺跡群を「生活環境」の一部として利用している地域社会の人々にいかなる影響が及ぼうとしているかを明らかにしようとする興味深い事例研究報告であった。まず、UNESCO によるマスタープランとそれを受けて 1994 年から実施されたカンボジア政府による遺跡群保存のためのゾーニング規制の核として指定されたゾーンの中だけでも実に 55 の村落があり、81,000 人という多くの人々が遺跡群の中で家畜を飼育したり森林伐採や狩猟や漁業を営んだりという形で、遺跡群を生産活動の一部として利用しつつ生活しているという実状が明らかにされ、遺跡群のために地域住民の環境利用を規制しなければならないというジレンマ状況が浮き彫りにされた。そのような状況の下で、地域住民は、国際機関や政府や NGO の専門家から遺跡群の保存のために従来の環境利用を規制されるばかりで、オルタナティブな生活の手段を示されず、観光産業をはじめ遺跡群の保存のための開発によるいかなる利益にもアクセスできないままでいるという。田代報告は、一見すると先の 3 つの報告とはかけ離れた海外の歴史的環境保存問題のようだが、よく考えてみるとアンコール遺跡群のような歴史的環境保存政策は、その登録やゾーニングの過程において

文化財や考古学や歴史学の専門家、すなわち広い意味での科学者に委託する部分が非常に大きく、そこから、地域社会に必ずしも十分に配慮しない保存政策が成立してしまうリスクが生じる可能性があることを示唆してくれたと言えるように思う。

公害問題であれ、自然保護問題であれ、歴史的環境保存問題であれ、それらを解決するための政策過程において、科学や司法に委託せざるを得ないのは当然である。だが、科学や司法がかえって問題の実態を歪めたり解決を遅らせたり、時には新たな問題を生み出してしまうことさえある。(勝訴した「被害者」に賠償金の返還を命ずる、というように!) しかも、それらの問題は科学や司法の当事者の側からは必ずしも明らかにされない。そこには、科学委託や司法委託の実態と問題解決のための政策過程との間に生ずるズレを実証的に解明するという、いわば第3の視点が不可欠となる。かくなる視点こそ、環境社会学にこそ求められるべき視点だと言えないであろうか。今回の4つの報告は、環境社会学のそのような新たな課題を示唆してくださった。刺激的なご報告をいただいた4氏と活発な討論に参加してくださったフロアの会員諸氏に感謝したい。

【自由報告B部会】 「生業・コモンズ・公共性」

家中 茂(鳥取大学)

「生業・コモンズ・公共性」では、林陽一「奥能登大敷網漁村における生業選択の変遷—半農半漁の有効性と可能性」、川田美紀「コモンズの機能からみた人と自然とのかかわり—霞ヶ浦北浦湖岸の一集落を事例として」、三上直之「地球環境再生の公共性をいかに生み出すか—東京湾三番瀬の再生計画プロセスを事例に」、西城戸誠「市民風車事業のゆくえと市民風車が創造する『公共性』」という、4報告があった。その論点とフロアからの質疑の様子を順に記そう。

林報告は、奥能登における大敷網という漁業形態が村落の統合にもつ意義とその従事者の生業観に与える影響について考察しようとするものであった。フロアからは、近年になって株による共同化が達成されたことの原因、大敷網に従事しない村人にとっての村落の共同性のあり方、さらには、「土地持ち」層の漁業経営への関与や能登半島の地域性などについて質問が相次いだ。大敷網への関わりを村落、家、個人という水準の異なる視点からたどり、村落経営という集团的営みと生業選択という個人個人の営みの絡みについて、「むらの関係をくつくる>大敷網」という切り口でとらえようとした点は興味深いものであったが、その着想を生かすためには、当該地域の社会関係をさらに丁寧に把握していくことが重要と思われた。

川田報告は、ローカル・コモンズにみられる生態学的機能と社会的機能の相互関係について、霞ヶ浦における資源利用を事例に考察したものである。フロアからはまず、「生態学的機能」という用語は不適切であり、環境社会学研究が今後、生態学研究との対話を進めていくうえで、用語の選択には注意を要するという指摘があった。次に、当該地域の資源利用を考察するうえで事例として取りあげる生業の性格には検討を要するとの指摘があった。資源の利用規制への違反に対する制裁において、違反者に応じた裁量がみられるという点は、生態学的機能の基底に社会的機能があるという本報告の着眼を裏付けているようで興味深かった。

三上報告は、環境再生にかかわる公共性の構築において、手続き主義的アプローチと生活・文化に根拠をおくアプローチを統合しようという意欲のもとになされた。フロアからは、依然として手続き主義的アプローチの範疇を出ていないという指摘があった。また、手続き主義的アプローチから制度的に排除されてしまう人々についての考察を欠落させてはならないとの指摘もあった。事例において、委員に要請された帰属集団の利害関係に左右されない「個人」や「役割としての市民」という立場がどのように保証されるのか検討を深め、むしろ、より精緻な手続き論として、アセスメント論な

ど他分野との対話を進めることも有効と思われた。

西城戸報告は、これまで国家や特定企業に独占されてきたエネルギー政策という分野をとりあげ、公共性再編のための担い手形成というテーマを基本におきつつ、実践的な関心から、市民活動の裾野を拡げるための要因分析をおこなったものである。事例の分析から、市民風車への出資を動機づけるものとして、環境運動因子、経済因子、コミットメント因子を導き出し、投資行動において明解な合目的性をもつ「強い主体」のみならず、市民風車という「擬似的な共同体」に惹きつけられる「弱い主体」への注目を喚起した。フローアからは、投資行動の合目的性の強弱を直接的に公共性の担い手の強弱として表現することについて疑問が出された。

当初からの予定で総合討論はもたなかったが、司会者の全体的な印象を述べておくと、事例の分析の背後にある、当該地域の社会関係の複雑さを切り落とすことなく、人々の生の現場をさらにふまえることができれば、各報告の着眼がもっと生かされるのではないかと思われた。ストーリーとしては興味をそそられるだけに、背景の把握や記述の平板さや単純さから、説得力に欠ける傾向にあったのが惜まれる。

3-4 参加者の感想

シンポジウム「世界遺産という『肩書き』」に参加して

箕浦 一哉 (山梨県立大学)

昨年10月に弘前を訪れる機会があり、レンタカーで白神山地まで足を伸ばしてみた。弘前からは快適な道路が整備されており、暗門の滝への入り口あたりまでスムーズに到着した。そこには観光客向けの施設ができていて、平日にもかかわらず観光バスや自家用車による観光客が多数訪れているのを目にした。

たいていの観光客は何時間かの山歩きを楽しんで帰るのであろうが、その程度の山歩きであれば、白神山地以外にも多くの魅力的な場所が日本中にあるはずである。おそらく訪れる観光客にとって重要なことは、自分は「世界遺産」を訪れた、という「物語」なのだろう。今さらではあるが「世界遺産」のブランド力について実感した。

このような経験をした後だったこともあって、今回のシンポジウムの「世界遺産という『肩書き』」というタイトルには、大いに興味をそそられた。上に挙げた、観光地としてのブランドというのは、世界遺産という「肩書き」がもたらした一つの側面であろう。おそらくこの「肩書き」は、制度本来の意図を超えて、さまざまなインパクトをもたらしているはずである。

シンポジウムでは、4名のパネリストの方々が、それぞれ異なる立場から世界遺産にかかわる現場報告をしてくださった。世界文化遺産の調査に関わる国際NGO、登録作業を行った行政、登録に向けて動いている地域の住民、地域の自然環境と先住民文化を守る運動、というそれぞれ立場からのご報告は、世界遺産の捉えられ方が実に多様であることを如実に示していて、非常に興味深かった。それぞれのご報告は必ずしもシンポジウムのテーマの「肩書き」を主題として論じたものではなかったが、かえってそのことが「肩書き」の作用を具体的に描き出す結果となったように思う。

なかでも宗田氏が紹介された、ユネスコならびにICOMOS（国際記念物遺跡会議）が文化遺産をどのようにとらえてきたか、という点については、私はこれまで知る機会がなくたいへん勉強になった。宗田氏によれば、ユネスコは世界平和を目指す団体であり、世界遺産とはそのためのひとつの運動である、ということであった。そして、世界文化遺産の対象は時代的関心のなかで変化してきた、ということであった。こうした選定側の意図や思想は、善し悪しは別として、登録される地元の意識とは相当な隔たりがあるように思われた。

そもそも「世界遺産」という「肩書き」は、いかにもローカルの日常からかけはなれたものである。ある自然環境または歴史的環境がこの「肩書き」を得た際には、その環境と地域住民が取り結んできたそれまでの日常的な関係性は変容せずにはないだろう。三重県の近沢氏は、熊野古道の世界遺産登録作業の途中で、ある地元住民が「裏山が世界遺産になんてにわかに信じがたい」というとまどいを持っていたことを紹介しておられたが、日常的な関係性が変容することへのとまどいとして興味深く感じた。

地域生活のなかで人と環境とが結ぶ関係性は、自然環境にせよ歴史的環境にせよ、その環境を形成する一つの重要な要素であると思われる。しかし、それはあたりまえすぎて保全の対象として考えられにくいようにも思う。こうした日常的な関係性をも守るような世界遺産のあり方とはどのようなものだろうか。そのようなことを考えさせられた。

触発的なシンポジウムを展開してくださったパネリスト・コーディネーター・コメントターの皆様ほか関係各位に心から感謝したい。ありがとうございました。

環境社会学会第32回セミナー所感

—自由報告A部会【環境問題と環境政策】およびシンポジウムに寄せて—

友澤 悠季 (京都大学大学院農学研究科院生)

「環境社会学会」のセミナーに足を運ぶようになってまだ間もない筆者が、セミナー参加記を書かせて頂くというのは甚だ恐縮である。また、当日会場で討論に参加したわけでもないのに、紙面だけで所感を述べることにはかなりのためらいを感じている。ずぶの素人からのつたない感想、という目でご笑覧いただければ幸いである。

午前中は、A部会の4つの自由報告を聞かせていただいた。まず前半2つは、長年一線でカネミ油症事件を追ってこられた二人の先生が、それぞれの立場から現在進行形の問題を提起されるという稀有な機会であった。高度成長のただ中で起きたこの事件に、写真、映像、あるいは手記を通してしか触れていない筆者は、川名・下田両先生によって淡々と述べられる事実に連なっている膨大な人々の歴史を、おそらくひとかけらも理解できていないに違いない。ただただ、廉価な食用米ぬか油がまとった宣伝文句「高血圧の人は血圧が下がり、低血圧の人は正常に復し、健康増進に効果あり。婦女子は若さを保ち美容に特効があり、結核患者にも有用」(※) —を信じて購入した人々の日常に思いを致す。ごく普通の買い物ももたらした唐突な身体の変調は、あまりにも理解不能で、不条理ではなかったか。カネミ油症のような健康被害の事件を生み出した現実の社会を考えようとするとき、何をおいてもまずこのどうしようもない不条理さは忘れてはならないと感じる。

3つめ、立石氏の報告は、長良川河口堰をめぐる一連の動きを、生態学が環境庁の施策を「科学委託」という形で下請けするようになる過程に注目して分析するものであった。氏は、生態学を含めた「科学」が問題の展開にどう関わるかという視角を導入することによって、問題を整理する際に起こりがちな「賛成派と反対派」「専門家と市民」といった紋切り型の理解を超えようとされており、重要な試みだと感じた。しかしながら、氏の問題の整理においてどうしても納得のいかない部分がある。氏が、「環境問題」は「科学問題」と「地域問題」という「複数の性質の異なる社会問題」の結びつきで成り立っている、との見解に立っておられたことである(例えば、「ダイオキシン問題=ダイオキシンの有害性という一般的な科学問題+所沢の産業廃棄物という地域的な問題」[要旨集 p.6])。筆者の疑問は、「科学的な知識に関する論争は、地域の人々の運動における論争とただちに並置されてよいものか」ということだ。

たしかにこの二つの論争は、それぞれ異なる知識体系に支えられ、異なる言葉で語られるかもしれ

ない。だが、科学的な論争に対して、社会問題のひとつとしての「科学問題」という位置づけを与えることは、運動を起こした人々と科学者と行政との主張を横一列に並べ、あたかも平等であるかのように装って解決を導こうとする行政側の手続きと相通じるものである。筆者は、この一見正しい手続きは、むしろ多くの立場からの発言者を平等に扱うからこそまったく不平等な側面を持っていると考える。というのは、うがった見方をすれば、研究者や行政官は、誰かが声をあげて初めて切りひらかれた場に寄生して、さまざまな議論を繰り広げているだけだと言えるからだ。その混沌の場から、研究者があらためて「科学問題」と「地域問題」を取り出して並べてしまえば、ゼロ（あるいはマイナス）の地点から社会に抗して声をあげた人々の格闘は見えなくなり、人々が抱えているところの現実的な問題には何分の一かの不当な意味付けしか与えられない。立石氏の整理は、はからずも、こうした手続きのもつ権力性をなぞってしまうように思う。むしろ今回の「長良川河口堰問題における科学と社会」という問いにおいて明かされるべきは、人々に運動の過程で「科学」への委託を余儀なくさせていった社会状況のほうなのではないだろうか。

4つめは、アンコール遺跡群という世界遺産を抱えたカンボジアの村落で調査を重ねてこられた田代氏の報告だった。遺跡群の保護救済を、国際連合の諸機関といういわば究極の善意の権力が担うことによって、さまざまな機関、団体の思惑が交錯し、最終的には遺跡群を生活の場としてきた地域住民が重圧のもとにおかれてしまうという状況は、おそらく「世界遺産」へ向けて多くの観光客を送り出している日本においてこそ明らかにされ、また広く認知されていくべき問題だと感じた。この視角は、「環境」という冠詞があるとなかろうと、社会問題を見極めようとする際に、見落としてはならない原点のようなものを示唆しているようにも思う。

田代氏の提起にひきつけて考えると、午後のシンポジウムが掲げたテーマのサブタイトル「ローカルとグローバルのほどよい関係をめざして」は、その視角がいかにも「研究者」という人種に偏っていたように感じる。というのは、「ローカル」と「グローバル」の関係に視点を据えたとき、そこに「ほどよさ」を志向できるのは、ごく一部の特権的な人々に限られると思うからだ。アンコール遺跡群が世界遺産に登録されたことによって、遺跡群近くに生える椰子から砂糖を作って売ることができなくなってしまった人々に対して、「ほどよさ」という感覚を要請することができるだろうか。あるいは、熊野古道の世界遺産指定にともなって急激に増えた観光客の訪問に、「ここは昔と変わってしまった」とつぶやく一軒の家主にとって、「ほどよさ」という表現はどういう意味を持ち得るのだろうか。当日、パネリストの小野氏は、「環境社会学者」が研究対象の地域や運動体を「冷静」に観察するばかりで、当該問題への介入や媒介に対して消極的であると批判をされていたが、筆者にはこの「冷静」さが、「ほどよい関係」という表現に露呈しているように思えてならない。少々大げさだが、自らを「環境社会学者」の枠に入れる入れないに関わらず、結局は一人の人間としてどのように生きるべきかを問われたと理解した次第である。

最後にもう一点、シンポジウムの設定として、パネリストの人数は多すぎるのではないだろうか。企画者の方々のご苦勞をけなすつもりは毛頭ない。ただ、個人的には、今回のパネリストの方々のご報告はそれぞれに重要な論点を含んでおり、もっと議論をつきつめて聞いてみたいと思う点が多々あった。しかし、それが5人もいらっしやるのでは、到底論点は絞りきれない。フロアからの質問に対しても、ほとんどが一对一の対話に留まってしまい、複数の参加者が集まっているからこそその議論の可能性が削がれてしまったように思う。せめてもう少しだけ人数と論点を絞った形でのシンポジウムが実現できないものか、一会員としての問題提起としておきたい。

※深田俊祐『人間腐蝕 カネミライスオイルの追跡』社会新報、1970、p. 25／飯島伸子「食品災害における被害構造」『国民生活研究』第21巻第4号(1982. 2)pp. 11-20より重引

4 プレ新潟セミナー研究例会(関西地区)の報告

4-1 事務局から

環境社会学会・関西地区研究例会が、2005年12月11日(日)10時30分から13時45分まで、関西学院大学ハブスクエア梅田(1408教室)にて開催されました。来春の新潟での第33回セミナー(6月23日～25日)の布石として企画されたもので、テーマは、「水俣病問題の現在を知る～新潟セミナー企画 in 関西」。チッソ水俣病関西訴訟原告の坂本美代子さんの参加も得、研究報告中心の例会とは趣をことにする内容となりました。報告は以下の通りで、その後討論を行いました。

- ・総合司会：田中滋(龍谷大学)
- ・山中由紀(大阪人間科学大学)「水俣病"解決策"を受諾しなかった関西の患者たちのその後」、紙芝居「なにわの水俣まんだら おんな編」
- ・「話をするのは辛いけれど、話さないと伝わらないから～美代子さんの思いを聞く会」
語り部：坂本美代子さん(チッソ水俣病関西訴訟原告)
聞き手：山中由紀
- ・嘉田由紀子(京都精華大学)「水俣病懇談会と環境社会学研究者の社会的貢献」

参加者は約50名。第32回セミナー(関学)の翌日ということもあり、半数近くが関西以外の参加者で、学生・院生など若い方が多かったのが印象的でした。

4-2 司会者から

「これが水俣病でなかったら、一体何の病気なのか」 —専門性、そして「分断と支配」のパラドックス

田中 滋(龍谷大学)

関西地区研究例会「水俣病問題の現在を知る」は、大阪高裁(2001年)・最高裁(2004年)における水俣病関西訴訟の原告勝訴の影響が広がるなかで行われた。昨年5月段階で2000人近くが新たに水俣病認定申請をおこない、さらに11月段階では3000人に上っているという。1995年のいわゆる「政治決着」は、今やまさに行為事実的に無効化されつつある。

最初の報告者は山中由紀さん。山中さんは、関西訴訟の原告・患者さんたちに10年以上もまさに寄り添うように支援活動・研究活動を続けてこられ、患者さんからの聞き書きを中心とする『新水俣まんだら-チッソ水俣病関西訴訟の患者たち』(緑風出版2001年)を木野茂さんと共に著された。

国・県の行政責任を認める画期的な高裁・最高裁判決の陰で、地裁-高裁間の認定基準の変化によって一部の患者さんが賠償金の返還をチッソから求められている不条理な状況がデータにもとづいて明快地に説明された。その後、紙芝居「なにわの水俣まんだら おんな編」(山中さん)が上演され、その中でいつの間にか今回のメインゲストである坂本美代子さん(チッソ水俣病関西訴訟原告)との聞き語りへとわれわれは誘われていった。研究者の集まりという不慣れた場所に招かれ緊張しているであろう坂本さんの心と身体への山中さんの見事な気遣いと進行ぶりである。

語りは、姉の水俣病発病による村八分で水汲みさえ拒否された幼い頃の過酷な体験から今も断続的に襲ってくる激しい頭痛発作等々に及び、50人近くの参加者で埋められた会場は静まり返った。坂本さんの苦しみはわれわれの想像をはるかに超えている。

しかし、もっと印象的であったのは、坂本さんの「勝ったのは弁護士」との発言である。これは、山中さんの報告内容と符合する発言であるが、この発言をどう考えればいいのかを少し考えてみよう。

水俣病事件においては、多くの専門職者（医師や研究者そして弁護士など）が被害者のための支援活動を展開した。そして、水俣病の公式認定から半世紀後とは言え、国・県の行政責任を確定した最高裁判決が出されたのは、それらの人々の専門職者としての貢献があってこそのことである。

しかし、その一方で、他のさらに多くの専門職者が、国の意向を汲む形でチツソや国・県の責任を否定する活動や判断あるいは患者の切り捨てなどを行ってきた。彼らの罪は、たしかに一方では権力へのその迎合にある。しかし、他方では、彼らの専門職者としての判断そのものにもある。専門職者はその知識体系にもとづいてある事柄についての判断を下す。言い換えれば、ある事柄を一面的に評価する。この一面化は、全体的存在である個々の人間を一定の基準で区分・差異化することとなる。こうして、水俣病の患者さんたちは、たとえば、その認定を巡ってだけでも認定、棄却、未認定等々といった具合に細分化され分断されていく。そして、それは、坂本さん（認定処分保留中）の「これが水俣病でなかったら、一体何の病気なのか」との叫びに帰結する。

しかし、患者さんの側に立って活動をしてきた専門職者もこの一面化から自由であるわけではない。坂本さんの「勝ったのは弁護士」との発言は、原告側弁護士が国・県の行政責任を認めさせることにエネルギーを注ぎ法律家としてそれに成功したことと、それとは裏腹に、高裁判決が「通説」となっている「末梢神経説」ではなく原告側医師の主張する「中枢説」を不完全な形であるにしる採用した（木野・山中 2001 によれば「つまみ食い」した）ことで逆転棄却となった患者さんが皮肉にも生まれてしまったことへの口惜しさともとづいている。

専門性ゆえの一面化の基準の設定は、被害者を相互に差異化し、被害者個人の苦痛・苦悩を増大させ、被害者の共同性に楔を打ち込む可能性をもち、基準の変更は状況をより複雑にする。しかもそれは、被害者に敵対する専門職者によってばかりではなく、時として被害者の側に立つ専門職者によっても意図せざる形ではあれ行われてしまう。「勝ったのは弁護士」なのである。

分断と支配は政治権力の常とう手段であるが、専門性による一面化は分断と支配に潜在的に寄与してしまう可能性をもっているのである。しかし、そこにはパラドックスもある。分断が生み出した多様性が支配を掘り崩す種を社会に宿すのである。関西訴訟における和解拒否と控訴審での勝利はその種の一つであるのかもしれない。

坂本さんの聞き語りの後、水俣病懇談会（環境大臣の私的懇談会）に関する報告が嘉田由紀子さんからなされた。嘉田さんは、ある委員の「伝染病ではないと分かっているのに、なぜ病気を隠そうとしたのか」との発言を取り上げて、環境社会学は自然科学者や行政に対して「人間は社会的存在である」との認識にもとづく主張をもっとすべきではないかと論じた。

嘉田さんも、専門性にもとづく人間の一面化に対して全体的な社会的存在としての人間を対置している。社会学も専門的知識体系をもった社会科学の一つに過ぎないと考えれば、嘉田さんの主張が成り立つのかは疑問である。しかし、社会学が社会・人文科学を総合する科学（総合社会学）としての特性を元々保持していることを考えれば、全体的な社会的存在としての人間を一面化することなく理論的に把握する可能性を社会学はもっているであろうし、また嘉田さんの言う「異分野間の communicator」、言い換えれば「媒介者」としての役割を果たす可能性も大いにあると言えよう。

4-3 参加者から

関西地区研究例会「水俣病問題の現在を知る」に参加して

森久聡（法政大学大学院）

2006年6月に行われる新潟セミナーのプレ企画として行われた関西地区研究例会「水俣病問題の現在を知る」について、一人の参加者として若干の感想を述べたい。

何よりも始めに、水俣病関西訴訟原告の坂本美代子さんに感謝の気持ちをお伝えしたいと思う。

水俣病による辛い症状を抱える中、環境問題の研究者達とはいえ、見ず知らずの人々に向かって「負の記憶」を語る役割を引き受けて下さった(坂本さんについて紙芝居形式で紹介した山中由紀さんが、時折「ごめんね、坂本さん」と声をかけていたことが強く印象に残っている)。坂本さんの半生は、水俣病の身体的・社会的な被害を救済するはずの社会的な結びつきから切り離され、政策的な救済もなされず、こうした社会の在り方と格闘するもので、この圧倒的な社会的現実の語りの前に、私は言葉を失うより他なかった。今から振り返って思うのは、こうした現実を見据えた上で、ずたずたに切り離されてしまった被害者の社会的な連帯を私たちはどのように結び直すのかということが、社会学が考える課題なのだと思う。

坂本さんの話しを踏まえて、嘉田由紀子さんから、社会的現実を変える取り組みとして、水俣病懇談会への参加を事例に社会学者の政策過程への参加と社会的貢献について報告がなされた(報告の中で、先の課題については、被害者の「納得」「了承」、被害者への「社会的認知」がキーワードであったと思う)。そして嘉田さんの報告に触発されて次のことを考えた。政策過程において、社会学的な知見を政策過程に反映させるためには、多様な利害関係者や異なる領域の研究者を説得しなくてはならない。そこで分厚いフィールドワークに支えられた妥当性の高い知見を客観性(誰もが納得できるという意味)と信頼性を高めた方法として、対象を計量的に把握するサーベイ型調査によって検証する必要性がでてくるかもしれない。というのは、幅広い人々の協力が要求される領域の環境政策を中心に、計量的なデータは合意形成の局面において重要な役割を果たすと考えられるからで、この意味で私は、環境問題研究におけるサーベイ型調査の可能性の検討に興味を覚えた。

また全体討論で印象に残ったのは、嘉田さんが「研究者を目指す若い人達は坂本さんの話しを是非とも良く聞いて下さい」と繰り返していたことであった。その「若い人達」の一人であり、全国的に公害問題が続発した時代に生きていない私にとって、当事者の話を聞くことは、この時代の研究を当時の社会的な問題意識に適切に位置づけて理解するのに重要な経験となる。だが、それ以上に嘉田さんは、深刻な公害被害のフィジカルな現実が、実感の伴わない歴史的事実へととなりつつあるとの危機感を感じ、研究者・教育者を目指すのであれば、この負の記憶を生きた現実として後世に伝える役割を強く自覚するよう訴えていたのだと思う。何を、どのように伝えるべきであろうか。非常に重い課題である。

公害／労働災害の被害は、身体的にも社会的にも非常に深刻なものが多い。それ故に、相当な覚悟と目的意識がなければ、なかなか当事者の話を聞くことができないと私は思っている。その意味で今回の研究例会は貴重な機会の一つであったし、新潟セミナーをより深く理解するための準備にもなった。実際の調査研究でも、現場に行く前にどれだけ図書館で調べ尽くしたかが重要であるように、このような試みは意味深いと思う。今後もこのような企画には参加したいと思うので、継続して欲しい。

5 研究例会(関西学院大学)の報告

「調査倫理をどう考えるか」と題する調査倫理に関する研究会が、2005年12月9日、関学大において関西学院大学21世紀COEプログラムとの共催で約70名の参加者を得て開催された。パネリストには、長谷川公一(東北大学)、藤本加代(日本学術振興会)、鬼頭秀一(東京大学)、荻野昌弘(関西学院大学)の諸氏が、そして阪本俊生(南山大学)と好井裕明(筑波大学)の両氏が討論をつとめた。その報告を当日の司会者である高坂健次氏(関西学院大学)にお願いした。(古川 彰)

調査倫理をどう考えるか

高坂健次（関西学院大学）

本研究会は、個人情報保護法、住民基本台帳、IRB（=Institutional Review Board: 機関内研究倫理審査委員会）など、純粹の研究目的であっても社会調査が実施しにくい状況が現出している事実を踏まえ、私たちが有意義な社会調査の実施環境を確保するために、調査倫理に対するしっかりとした思想と哲学をもち、かつ実践していくことをめざして企画された。

まず、長谷川氏は日本社会学会における動向（学会としての倫理問題への取り組み、倫理綱領の策定経過と内容）を報告した。藤本氏は、米国におけるIRB制度の歴史と内容について具体的に説明したのち、日本でもそうした制度を確立する必要があることを力説した。鬼頭氏は、調査倫理には調査者と調査対象者との関係、調査プロセス、調査結果の位置づけ、という三つの諸相があり、環境倫理の観点からすれば社会調査は、「よそ者」の自覚とともに「共感」と「学び」による研究対象者と研究者との間の「相互変容」が大切であることを述べた。荻野氏は、情報提供行為を「贈与」というキーワードで位置づける必要があることを指摘した。

これらの問題提起に対して、討論者の好井氏は調査主体が相手から信頼されることがもっとも大切であること、そのためには肯定形の（「～するな」ではなく「～せよ」の）綱領が欲しいと述べた。阪本氏は、社会学はプライバシーをはじめ倫理そのものを調査対象としてきた、と述べた。

つづく討論の過程で、とくに問題になった論点は次のとおりであった。IRBは、大学単位で決めるべきで政府が介入して決めるべきだというのはおかしいのではないか。そもそもルールを決める単位は何か。学会なのか個別の機関なのか。調査活動に関する具体的な行動指針と綱領レベルとは区別されるべきではないか。「何のための社会調査か」は社会学者個人の内面的問題なのか、それとも自己言及的な問題か。その点で量的調査における倫理と質的調査における倫理とでは分けて考えるべきか。両者の問題意識[単純化すれば、客観主義と共感主義]がすれ違っていることも問題か。社会調査自体が合意形成や社会設計に生かされることも重視すべきではないか。医学系と社会科学系とは倫理の考え方も異なるのではないか。情報の秘密漏洩の可能性を想定したインフォームド・コンセントも必要か。調査期間の長さや調査倫理の質との関連はどのようなものか。IRBのあり方とクライアントからの訴訟との関連性は？また、「社会的介入」（トゥーレーヌ）との関連性は？などなど多岐にわたった。

本研究会では、専門や方法を異にする論者間の討論を通じて教科書的ではない問題群の少なくとも一部が浮き彫りになった点に意義があった。可能であれば、あらためてパート2の研究会を開催し、その討議を踏まえて、『先端社会研究』のなかで再論されることになっている。私たちがとりまく研究環境は二重三重に厳しい。すなわち、調査しにくくなっているだけでなく、IRBのごとき制度を完備しないと投稿論文さえ受理されないというグローバルスタンダードができつつあるという事実もある。日本の社会科学を発信していくためには、こうしたいわば外なる障壁を突破しなくてはならない。そして討論の過程で種々指摘されたように、調査対象者や社会に研究成果を還元し、しかも成果が住みよい社会の構築に役立つものであることが必要であろう。そうしてこそ調査に対する信頼も高まろうというものである。

6 公募情報

6-1 公募情報（名古屋大学）

1. 公募人員 助教授または講師 1名
2. 担当講座 社会環境学専攻 社会学講座（情報文化学部併任）
3. 専門分野 社会学 環境社会学

4. 担当科目 大学院：環境社会学など。情報文化学部：環境社会学（予定）
社会調査法など。全学教育：社会と環境など。
5. 応募資格
- 1) 社会学の研究者で、環境社会学に深い見識を持ち、この分野に関する研究科・学部等の教育及び研究を熱意をもって遂行できること。
 - 2) 社会環境学専攻の連携講座である環境政策論講座に参画して、教育・研究を遂行できること。
 - 3) 研究科の推進している持続性学や安心・安全学などの学際的なプロジェクトにも関与できること。
 - 4) 博士の学位を有することが望ましい。
 - 5) 年齢は40歳以下であることが望ましい。
6. 応募締切 2006年3月末日必着
7. 着任時期 2006年10月1日予定
8. 応募書類 1) 履歴書 2) 研究業績一覧 3) 主要著書・論文抜き刷り（主要なもの3点以内、コピーも可）4) 現在までの研究の概要（1000字程度）5) 就職後の教育・研究に関する抱負（2000字程度）
9. 提出・問合せ先 〒464-8603 名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院環境学研究科社会環境学専攻長 溝口常俊
電話 052-789-2235 E-mail:k46523a@cc.nagoya-u.ac.jp
- 備考 教育・研究の力量の評価において、同等と認められる場合には、女性を積極的に採用します。選考の途中で必要に応じ面接させて頂く場合があります。封筒表面に「教員公募応募書類」と朱記し書留で送って下さい。
- 環境学研究科・専攻の特徴や編成、社会学講座などについては、研究科ホームページ (<http://www.env.nagoya-u.ac.jp>) をご覧下さい。

6-2 公募情報（兵庫県立大学）

1. 機関名 兵庫県立大学
2. 部署名 環境人間学部文化環境学大講座、環境思想・政策コース担当
3. 機関種別 公立大学
4. 所在地 〒670-0092 兵庫県 姫路市新在家本町1-1-12
5. 地域 近畿
6. 職種 教授・助教授・講師
7. 勤務形態 常勤
8. 人員 1名
9. 研究分野 人文学 法制史（欧米、または日本の環境法に精通していること）、社会思想史（環境思想に精通していること）、環境社会学のいずれか
社会科学 法制史（欧米、または日本の環境法に精通していること）、社会思想史（環境思想に精通していること）、環境社会学のいずれか
10. 応募資格 専門分野において業績があり、博士の学位を有し、学部および大学院での教育研究を担当できる方。もしくは、同等以上の能力と業績のある方。
11. 募集期間 ~2006年03月31日
12. 着任（採用）時期 2006年10月01日
13. 提出書類
(1) 応募者調書（別添様式）(2) 教員の個人調書（別添様式）(3) 研究業績書（著書・論文等）（別添様式）(4) 主たる著書、論文別刷りまたは作品（コピーでも可）(5) 教育研究への抱負（1000字程度）(6) 推薦状 所属長または応募者の専門分野についての所見を求めうる方が作成したもので、推薦者の氏名及び連絡先を記載したもの（原則として応募書類は返却しない。）
14. 書類送付先及び問い合わせ先 〒670-0092 姫路市新在家本町1-1-12
兵庫県立大学姫路新在家キャンパス事務部総務課 TEL：0792-92-1515（代表）
※持参または郵送で提出すること。

(封筒に「文化環境学大講座教員応募書類在中」と朱書し、郵便の場合は簡易書留にすること。)

※公募様式は本学部ホームページ (<http://www.shse.u-hyogo.ac.jp>) からダウンロードできます。

15. 備考 担当予定科目:「環境思想概論」「環境思想と環境政策」その他関連科目(基礎ゼミ、専門ゼミ、卒業研究、大学院科目など)

1 1 事務局から

新入会員の紹介(2005年9月から2006年1月承認分の入会者24名分 五十音順)

住所など詳細情報につきましては、次回の追加・訂正版会員名簿に掲載いたします。

- (院) 相川 陽一(あいかわ よういち) 一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻
(正) 岩川 恵理(いわかわ えり) グローバル環境文化研究所
(院) 石坂 晋哉(いしざか しんや) 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科
(院) 大石 高典(おおいし たかのり) 京都大学大学院理学研究科生物科学専攻動物学系
(院) 小野 奈々(おの なな) 筑波大学
(正) 小野 有五(おの ゆうご) 北海道大学大学院環境科学院
(正) 風見 正三(かざみ しょうぞう) 大成建設株式会社設計本部まちづくりグループ プロジェクトリーダー
(正) 鎌田 遵(かまた じゅん) カリフォルニア大学ロサンゼルス校北米共同開発センター
(正) 上村 真仁(かみむら まさひと) 財団法人世界自然保護基金ジャパン 自然保護室
(正) 川名 英之(かわな ひでゆき) 津田塾大学 学芸学部国際関係学科
(正) 小林 滋(こばやし しげる) (株) 建設技術研究所
(正) 杉田 映理(すぎた えり) 国際協力機構 (JICA) 地球環境部第三グループ水資源第二チーム
(正) 高山晴子(たかやま はるこ) お茶の水女子大学人間文化研究所研究員
(正) 高橋雅人(たかはし まさと) (株) すいれん舎 代表取締役
(正) 田中修二(たなかしゅうじ)
(院) 辻村 大生(つじむら たいき) 名古屋大学大学院 環境学研究科
(院) 寺田 篤生(てらだ あつお) 一橋大学大学院社会学研究科
(院) 友澤 悠季(ともざわ ゆうき) 京都大学大学院農学研究科
(正) 新倉 真理代(にいくら まりよ)
(院) 秦 忠広(はた ただひろ) 九州大学 芸術工学府
(院) 古屋 将太(ふるや しょうた) 法政大学大学院政策科学研究科政策科学専攻
(院) 藤澤 浩子(ふじさわ ひろこ) 法政大学大学院 人間社会研究科
(院) 宮本 佳範(みやもと よしのり) 名古屋市立大学
(院) 楊 平(よう へい) 筑波大学大学院 人文社会科学研究科 社会学専攻

退会者

石川宏之 小松正史 太田和利 藤岡和佳 大川重郎(逝去) 山本昭夫 菅原桃子 村田信次郎

『環境社会学会ニューズレター』

第39号(通算44号)

発行日: 2006年2月25日

●
JAES Newsletter

No.39

February.2006

●
編集・発行: 環境社会学会事務局

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

静岡大学人文学部社会学科平岡義和研究室内

FAX: 054-238-5082 E-mail: jkankyo@ipc.shizuoka.ac.jp

郵便振替口座: 00530-8-4016

口座名: 環境社会学会

<http://www.soc.nii.ac.jp/jses3/>